

後期高齢者医療制度の保険料軽減特例の見直しについて

後期高齢者医療制度では、法律に基づいて、所得が一定基準以下の被保険者に対して保険料の軽減を実施しているが、その中でも特に所得の低い者等を対象に、特例として更なる保険料の軽減を行い、その分を国の費用で補ってきた。しかし、今後医療費の増大が見込まれる中、低負担で安心して医療にかかれる後期高齢者医療制度を維持していくために、保険料の軽減特例の一部が見直されることになった。

1. 均等割額の軽減（均等割額：被保険者一人あたり42,400円）

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減。

表1

総所得金額等の合計が以下に該当する世帯	軽減割合	軽減後の金額
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所得がない)	9割	4,240円
33万円以下で9割軽減の基準に該当しない	8.5割	6,360円
33万円+(27万円×被保険者の数)以下	5割	21,200円
33万円+(49万円×被保険者の数)以下	2割	33,920円

※65歳以上(平成29年1月1日時点)の方の公的年金所得については、その所得からさらに高齢者特別控除額15万円を差し引いた額で判定。ただし、この高齢者特別控除は所得割額の計算では適用されない。

●法律に定めのある均等割額の軽減割合は、総所得金額等の合計額が、33万円以下の場合一律7割だが、特例として9割もしくは8.5割の軽減としている。この特例は平成29年度も継続。

●5割軽減および2割軽減の対象が拡大。

<参考:平成28年度の基準>

5割:33万円+(26.5万円×被保険者の数)以下

2割:33万円+(48万円×被保険者の数)以下

2. 所得割額の軽減（所得割額：「賦課のもととなる所得金額(注1)」×9.07%）

被保険者本人の賦課のもととなる所得金額をもとに所得割額を軽減。

注1「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない)。

表2

賦課のもととなる所得金額	軽減割合	
	平成28年度	平成29年度
15万円以下	100% ※①	70% ※①
20万円以下	75% ※②	45% ※②
58万円以下	50%	20%

※①②は、東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減措置。(平成30年度以降については今後検討していく。)

●国の軽減特例として、賦課のもととなる所得58万円以下の者を対象に所得割額の50%軽減が行われ、さらに東京都独自の軽減措置として、賦課のもととなる所得金額20万円以下の者を対象に100%もしくは75%の軽減を行ってきた。

↓
●国の軽減特例50%軽減については、平成29年度に20%に縮小され、平成30年度以降は廃止。

●東京都独自の軽減措置は、平成29年度は左表の割合で継続。

3. 被扶養者だった者の軽減

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった者は、均等割額が9割軽減とされ、所得割額は賦課されていなかったが、本来の法律では、加入から2年を経過する月までの間に限り、均等割額5割軽減と決められている。国の見直しにより次表のとおり、段階的に本来の法律に定められた軽減割合へ戻すこととされた。

加入の前日まで 社会保険の被扶 養者だった者	軽減割合			
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	均等割9割 (所得割賦課せず)	均等割7割 (所得割賦課せず)	均等割5割 (所得割賦課せず)	加入から2年を経過す る月まで均等割5割 (所得割の賦課未定)

- 現に元被扶養者であったことによる軽減を受けている者、また平成29年3月31日までに後期高齢者医療制度の対象となった被扶養者の者は、平成31年3月31日をもって軽減期間終了。
- 平成29年4月1日以降後期高齢者医療制度の対象となった被扶養者の均等割額は、平成29年度は7割軽減となり、以降加入から2年を経過する月までの間に限り5割軽減となる。
- いずれも低所得による均等割額の軽減(表1)を受けられる場合は、軽減割合の高いほうが優先。また、元被扶養者による軽減期間終了後も、表1に該当する場合は、引き続き低所得による均等割額の軽減を受けることができる。
- 所得がある者に対する所得割は、当面せず、賦課開始時期を引き続き検討することになった。

4. その他の保険料の軽減（変更なし）

災害等により大きな損害を受けた時や、事業の休廃止等の特別な事情により保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料が減免となる場合がある。